

# 三春町障がい福祉プラン（案）

## 第1章 はじめに

### 1 計画策定の目的

この計画は、全ての町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、必要な施策に関する基本的な事項を定めることを目的とします。

あわせて、障がい当事者が地域生活を送るうえで必要な、福祉サービス基盤整備等に関する令和8年度末の数値目標を設定するとともに、これらの目標を達成するための推進体制について定めることを目的とします。

### 2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」とを一体的に策定した三春町における障がい福祉プランです。

この計画の内容は、障害者基本計画（第5次）及び障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年5月19日 令和5年子ども家庭庁・厚生労働省告示第1号）等を基本とし、令和6年12月に策定した「第8次三春町長期計画」や関連計画と整合性を図り策定します。

### 3 計画期間

この計画の計画期間は次のとおりです。

計画の名称	期間	対象期間
三春町障がい者計画（第4期）	10年	令和8年度～令和17年度 （2026年度～2035年度）
三春町障がい福祉計画（第7期）及び 三春町障がい児福祉計画（第3期）	3年	令和6年度～令和8年度 （2024年度～2026年度）

#### ※三春町障がい者計画の対応方針

三春町障がい者計画（第4期）の計画期間は令和17年度までの10年間となっていますが、3年を一期として策定される「障がい福祉計画」の改定時期にあわせて、改定の必要性を検討します。

また、5年を一期として策定される「障害者基本計画」や法令等の改正、社会情勢の変化及び障がい当事者やその家族などからの提言により、必要に応じて見直しを行います。

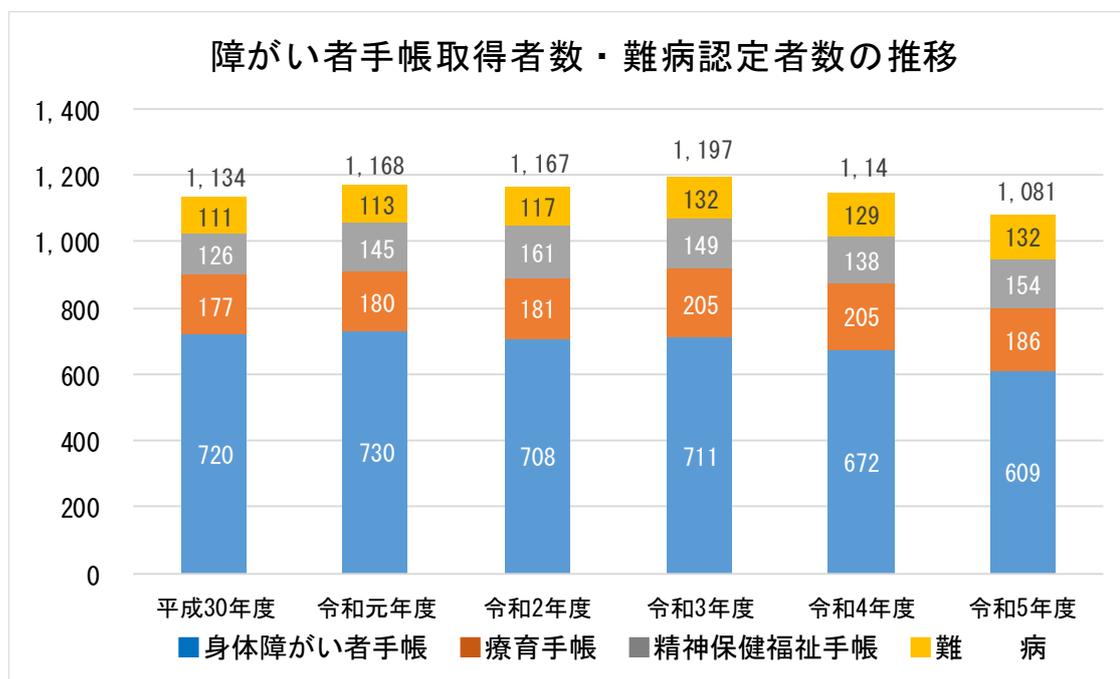
## 第2章 三春町の障がい者手帳取得者の現状

### 成人

#### 1 障がい者手帳取得者数の推移と傾向

##### (1) 障がい者手帳取得者全体の推移と傾向

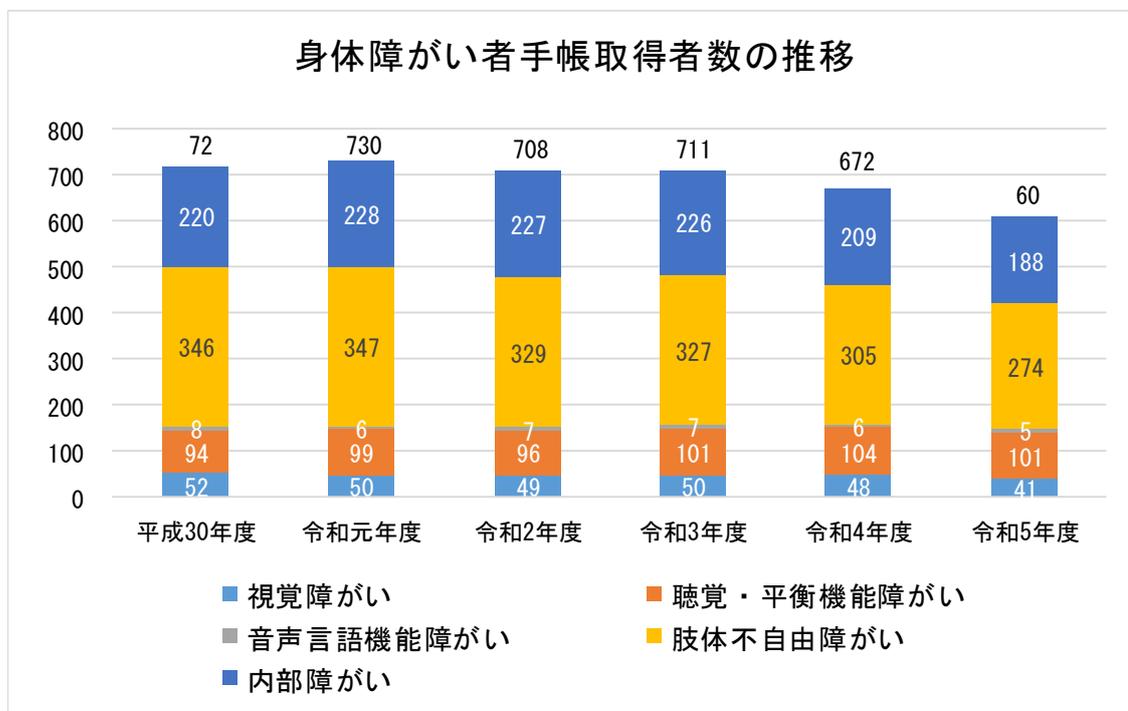
障がい者手帳取得者数は若干減少しており、令和5年度においては、難病認定者を含め1,081人となっています。平成30年度と比較し、精神保健福祉手帳・療育手帳取得者数、難病認定者数は増加していますが、身体障がい者手帳取得者数は減少しています。



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口	17,823	17,613	17,433	17,281	16,743	16,556
手帳所持者	1,134	1,168	1,167	1,197	1,144	1,081
身体	720	730	708	711	672	609
療育	177	180	181	205	205	186
精神	126	145	161	149	138	154
難病認定者	111	113	117	132	129	132
自立支援医療受給者証所持者	272	275	313	267	283	297

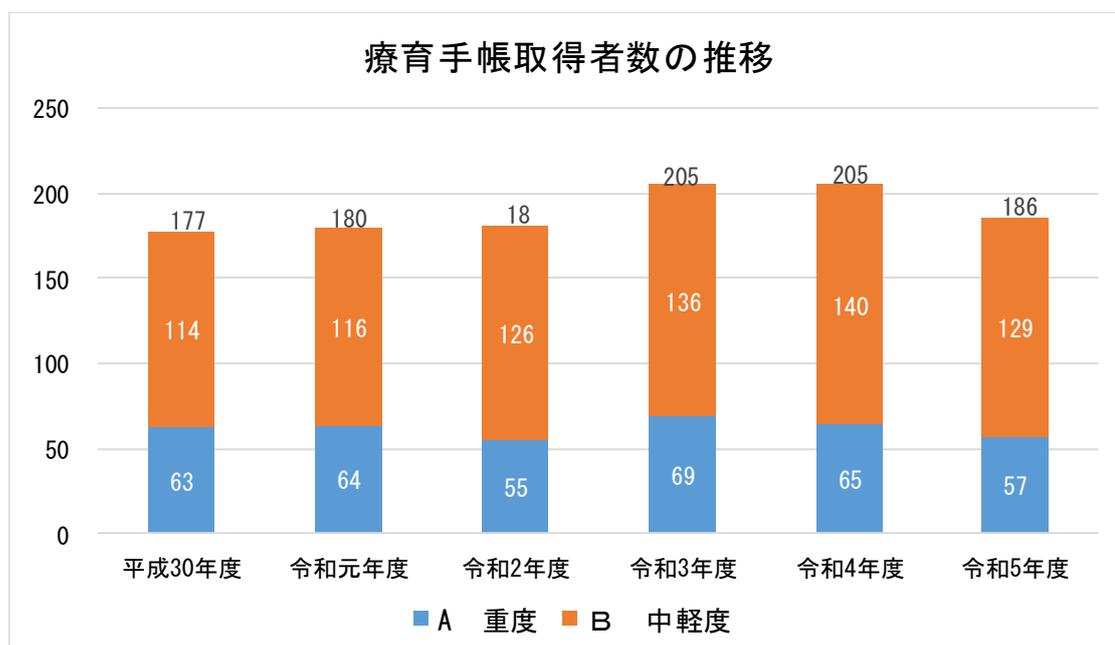
## (2) 身体障がい者の推移と傾向

身体障がい者手帳取得者数は、令和5年度においては609人となっています。障がい種別毎にみても全体的に減少傾向にあります。



## (3) 知的障がい者の推移と傾向

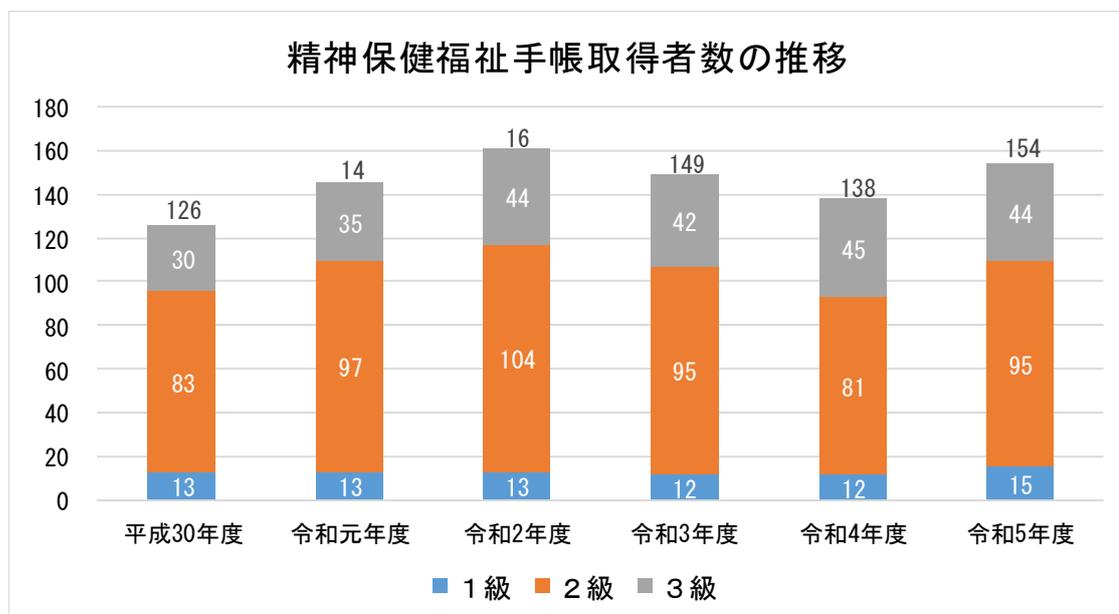
療育手帳取得者数は、令和5年度においては186人となっており、平成30年度と比較すると増加しています。特に、B判定(中軽度)の人が増えています。



#### (4) 精神保健福祉手帳取得者数の推移と傾向

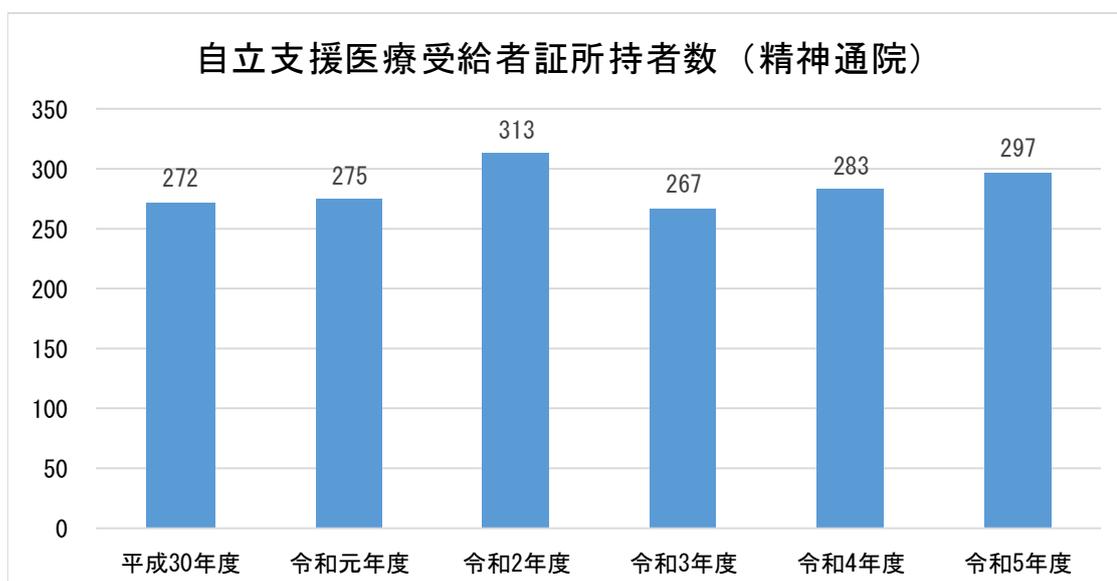
精神保健福祉手帳取得者数の推移を見ると、令和5年度においては154人となっています。

平成30年度から令和2年度にかけては増加傾向にありましたが、令和2年度から令和4年度では減少傾向に転じました。平成30年度と比較すると28人増加(伸び率:122%)となっています。なお、認定別に見ると2級が最も多く増加しています。



#### (5) 自立支援医療受給者証所持者数の推移と傾向

自立支援医療受給者証所持者数の推移を見ると、令和5年度は297人となっています。令和3年度に一度減少しましたが、全体的に増加傾向にあります。平成30年度と比較すると25人増加(伸び率:109%)となっています。

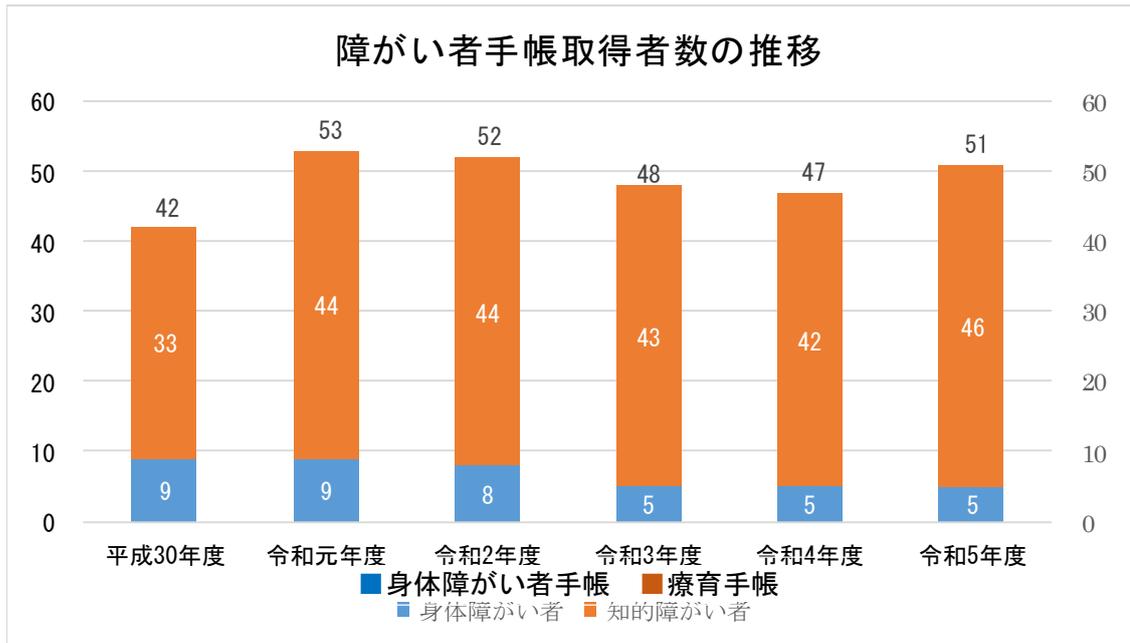


## 児童

### 2 18歳未満の障がい者手帳取得者数の推移と傾向

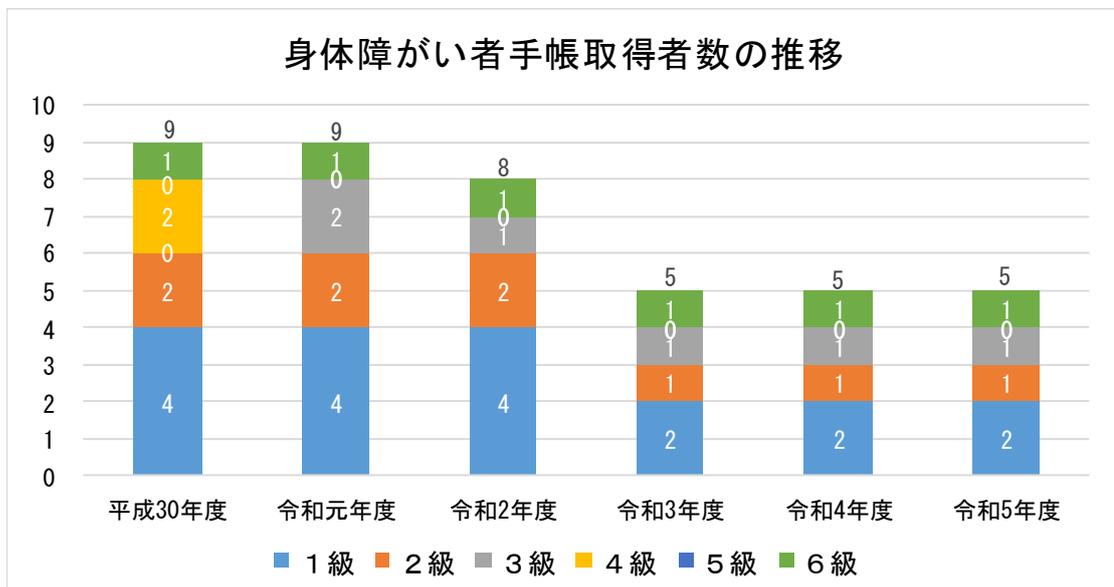
#### (1) 障がい者手帳取得者数の推移と傾向

障がい者手帳を所持する児童数は、令和5年度において51人となっています。令和元年までは増加傾向でしたが、令和2年度からは減少に転じましたが、令和5年度には増加となり、平成30年度と比較すると9人増加(伸び率:121%)となっています。



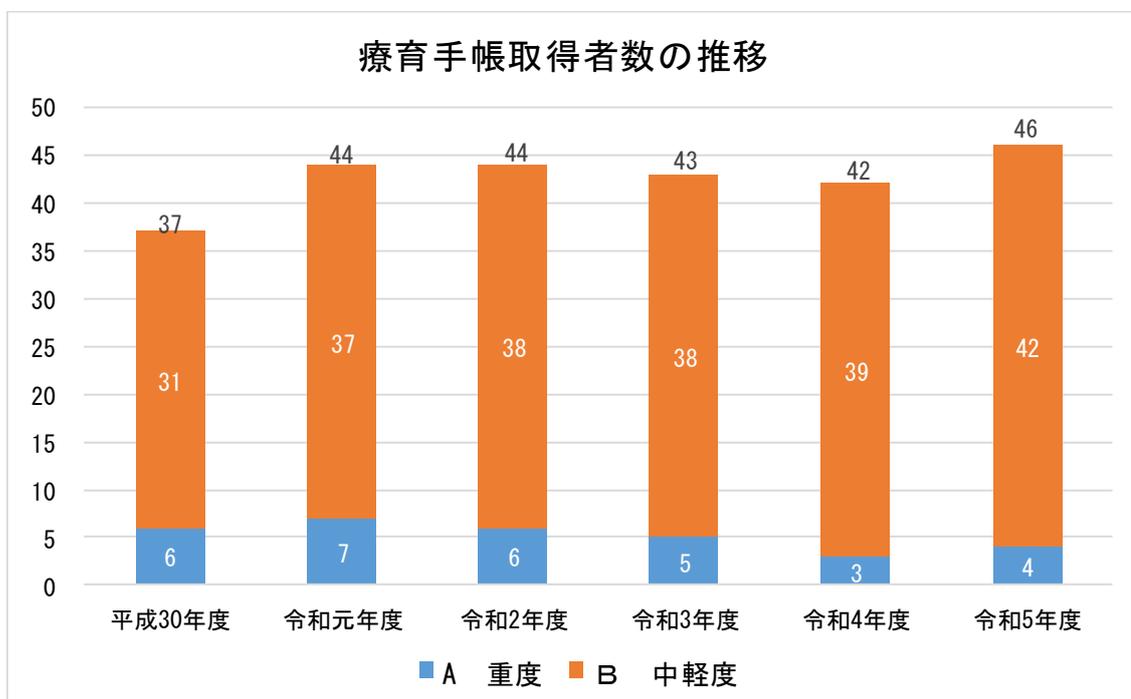
#### (2) 身体障がい者手帳取得者数の推移と傾向

身体障がい者手帳を所持する児童数は、令和5年度は5人となっています。認定別に見ると1、2級の占める割合が多くなっています。



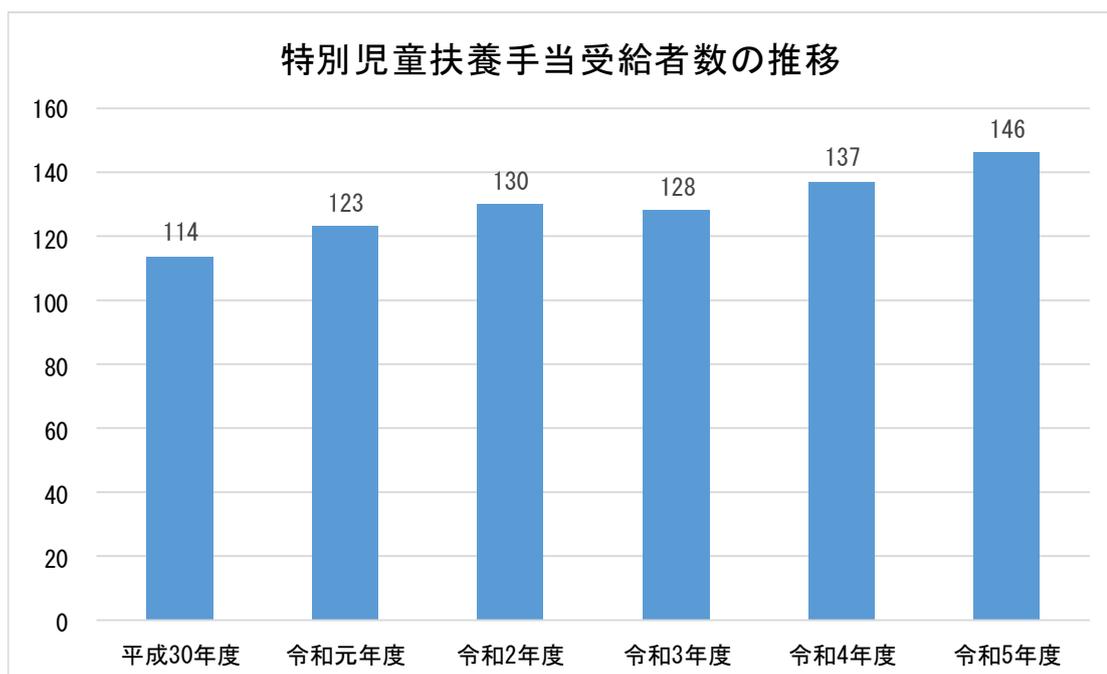
### (3) 知的障がい児の推移と傾向

療育手帳を所持する児童数は、令和5年度においては46人となっています。認定別に見るとB判定(中軽度)が増加傾向にあります。



### (4) 特別児童扶養手当受給者数の推移と傾向

特別児童扶養手当受給者数は、令和5年度は146人となっています。手帳の所持と比較すると増加が顕著であり、平成30年度に比べて32人増加(伸び率:128%)となっています。



### 第3章 三春町が目指す方向性

#### 1 基本理念

##### (1) 障害者基本法に掲げられた理念と障がい福祉の目的

障害者基本法第1条には「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。」と規定されており、障がい福祉の目的は「憲法に基づく基本的人権を、障がい当事者が行使するために必要な支援」であることを示しています。

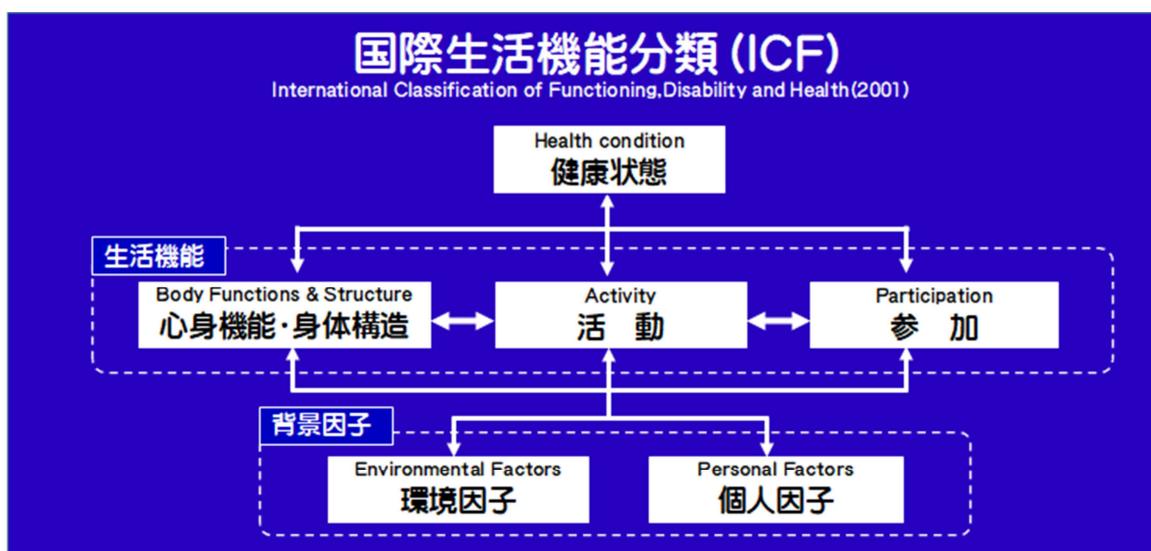
##### (2) 障害者基本法が規定する障がい者の定義

平成23年8月、障害者基本法第2条に規定する障がい者の定義が「機能障害により生活に制限を受ける者」から「機能障害及び社会的障壁により生活に制限を受ける者」へと改正されました。

これまで、障がい当事者が受ける不利益は、その人個人がかかえる心身機能や能力の障がい原因であり、その人に対する治療やリハビリで解決すべきとの考えが主流でした(これを「医学モデル」といいます。)

しかし、近年では、不利益を生み出しているのは、その人個人の問題ではなく、社会環境の問題、つまり社会的障壁(バリア)にあり、この障壁を取り除くことが重要であるとの意識改革が進んでいます(これを「社会モデル」といいます。)

障害者基本法は、「障がい当事者が受ける生活上の不利益は、医学的な障がいだけでなく、社会的障壁によって生まれている(これを「医学モデル」と「社会モデル」との「統合モデル」といいます。)



2001年、障がい当事者だけに限らず、全ての人の健康に関する分類として「国際生活機能分類(ICF)」がWHO(世界保健機構)より提唱されました。

これにより障がいは「障がい当事者の機能障がいと社会環境の障壁との相互作用によって生み出されている。」との理解が普及しました。

### (3) 第8次三春町長期計画に定める目指すべき将来像

#### ◆将来像 「いつまでも”ゆかしい”まち 三春」

##### 〈将来像に込められた思い〉

「人の温かさやつながり」、「自然環境や田園風景」、「歴史や文化」など、三春町の”ゆかしい”ところ(良いところ)を大切に守り活かしながら、町民一人ひとりが「ふるさと三春」を大切に思い、幸せを感じながら共生していくまちづくりを目指します。

#### ◆サブテーマ 「みんなで育む 一人ひとりの想いが花開く 地域づくり」

##### 〈サブテーマに込められた思い〉

人の生き方や価値観が多様化していくなかでも、一人ひとりの想いを大切にし、「誰一人取り残さない」お互いに支え合う地域づくり、持続・発展する地域づくりを7つの地域単位に進めます。

### (4) 三春町が目指すまちづくりの方向性(三春町障がい福祉プランの基本理念)

#### ◆基本理念 「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」

##### 〈基本理念に込められた思い〉

誰もが健やかな毎日を送ることができ、住み慣れた地域で自立して暮らしていけるよう、医療や介護、福祉が連携し、地域とつながりを感じながら生活できる環境を整備し、お互いに支え合う地域づくりを目指します。

さまざまな生きづらさを抱えていても、誰一人取り残されることなく、地域全体で支え合い、健やかな暮らしをはぐくむ地域づくりを目指します。

## 2 基本目標

統合モデルに基づく障がい理解と、障がい福祉施策の目的を踏まえつつ、この計画に定める基本理念を達成するため、4つの基本目標をかかげ取り組みます。

### ◆基本目標1 自立生活を支えるサービスの充実

心身機能に障がいがある場合、住み慣れた地域で自立した日常生活をおくるためには、医療的ケアや、その人の心身機能の特性に応じた福祉サービスの利用が不可欠です。

こうした保健・医療や福祉サービスによる支援を、QOL(Quality of Life = 生活の質)の向上という観点から、必要な時に利用することができるようサービスの質と量とを高めていくことが必要です。

- 〈主要施策〉
- 1 相談支援体制の充実
  - 2 福祉サービスの充実
  - 3 保健・医療の充実
  - 4 教育・療育の充実

### ◆基本目標2 自立生活を可能にする生活環境の整備

心身機能に障がいがあっても、私たちの住む地域社会から社会的障壁を取り除くことで、住み慣れた地域で自立した日常生活をおくることが可能となります。

そのためには、情報保障の確立とともに、誰にとっても暮らしやすいユニバーサルデザインの視点に基づくまちづくりを一層推進することが必要です。

- 〈主要施策〉
- 1 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
  - 2 移動しやすい環境の整備
  - 3 情報アクセシビリティの向上

### ◆基本目標3 権利擁護と社会参加の促進

障がいがあっても、安心して暮らせる地域社会を形成するには、住民一人ひとりが国際生活機能分類(ICF)に基づく正しい障がい理解を持つことが重要です。

あわせて、障がい当事者の社会参加をより促進し、住民同士としての交流の輪を広げることで、障がい当事者を別扱いする「こころの障壁」を取り除き、偏見や差別を解消していく取り組みが必要です。

- 〈主要施策〉
- 1 差別解消のための啓発活動の推進
  - 2 権利擁護の推進
  - 3 社会参加の促進
  - 4 雇用・就業の促進

### ◆基本目標4 とともに支え合う地域福祉の推進

近年は、少子高齢化や核家族化、未婚化などにより、第一次的な福祉追求の集団といわれる家族機能が低下しており、地域における住民相互による支え合いの重要性が一層増しています。

障がいのあるなしに関係なく、身近な地域において、お互いに話し合える、支え合える人間関係を持つことは重要です。今後も各地区まちづくり協会や社会福祉協議会などが行っている地域防災活動や地域福祉活動などを通して、住民同士のつながりを強化し、つながりをベースにした支え合いの仕組みづくりを推進することが必要です。

- 〈主要施策〉
- 1 災害時における支援体制の整備
  - 2 障がい福祉にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

### 3 施策の展開

#### ◆基本目標1 自立生活を支えるサービスの充実

##### 1 相談支援体制の充実

「障がい者相談支援事業」を町内の相談支援事業所へ委託し、身近な相談窓口として地域の障がい当事者やその家族などからの相談に対応します。

また、中核的な相談機関である「基幹相談支援センター」の機能を三春町が直接担い、相談支援事業所に対する総合的、専門的な相談支援に取り組み、地域における相談支援体制の強化を図ります。

将来的には、特定相談支援事業所による相談窓口を第1層と第2層に重層化するとともに、三春町による基幹相談支援センターと連携して、地域における相談支援体制の更なる充実を図ります。

表 - 1 将来の三春町における相談支援体制

区分	業務内容	相談支援体制	
第3層	<b>基幹相談支援センター事業</b> ①総合的・専門的な相談支援 ②地域の相談支援体制の強化 ③地域移行・地域定着の促進 ④権利擁護・虐待防止	三春町直営	
	第2層	<b>障がい者相談支援事業</b> ①相談支援事業 (困難事例への対応) ②三春町自立支援協議会運営 ③地域生活支援拠点の中核的機能	<b>当面</b> 三春町直営
		<b>将来</b> 計画相談に従事しないフリーの相談支援専門員を確保した相談支援事業所(1事業所)へ委託	
第1層	<b>障がい者相談支援事業</b> ①相談支援事業 ②住宅入居等支援事業	相談支援事業者へ委託 (将来的には町内2事業所)	

また、複合的な地域課題に対応するため、属性を問わない相談支援が必要であり、庁内の全ての相談支援窓口が連携して、断らずに受け止め、つながり続ける包括的相談支援体制を構築します。

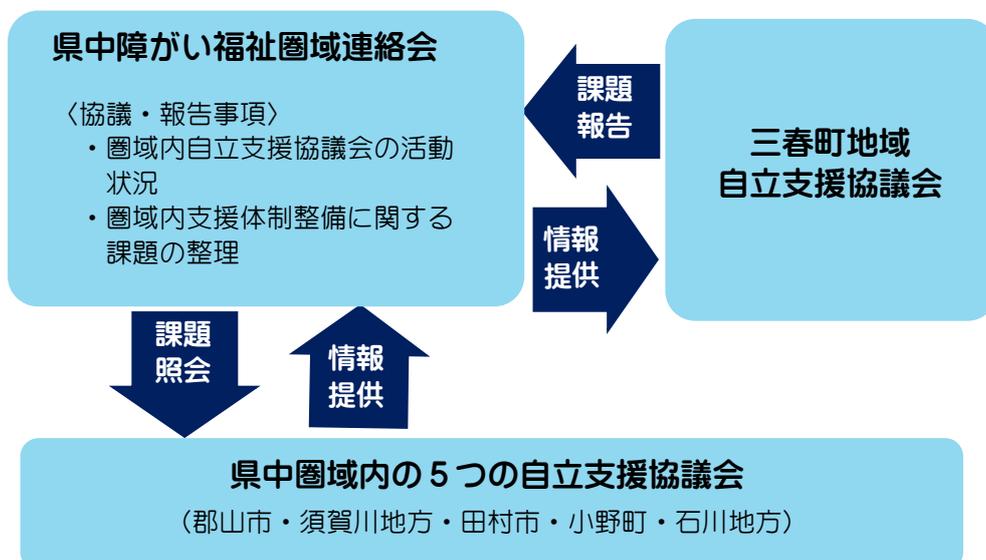
## 2 福祉サービスの充実

障がい当事者が自立した日常生活や社会生活を営むためには、必要なサービスを主体的に選択できるよう地域生活を支えるサービスの提供体制が構築されることが必要です。そのためにもサービス事業者の協力を得ながら、障がい福祉計画に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の見込量の確保に努めます。



また、障がい当事者のニーズを満たすために必要な社会資源(地域課題)について、三春町地域自立支援協議会において関係機関が情報を共有し、相互に協働して課題解決に取り組めます。

なお、三春町単独で解決が困難な地域課題については、福島県県中障がい福祉圏域連絡会と情報を共有し、県中障がい福祉圏域内の5つの自立支援協議会から必要なサービス情報などが提供されるよう連携を強化します。



### 3 保健・医療の充実

障がいには、先天的なものや後天的な疾病又は事故による後遺症などさまざまな要因があります。先天的な障がいに関しては、早期に発見して適切な医療的ケアや療育につなげることが重要であり、乳幼児健診や保健指導・相談などの母子保健対策の充実に努めます。

また、後天的な疾病後遺症としての障がいに対しては、その多くが生活習慣病に由来するものであり、今後も健康診査受診率の向上と健康教育・相談などの健康増進対策の充実に努めます。

精神保健対策については、専門医などによる「こころの健康相談」を継続し、さらなる相談機会の充実を図るため、保健所や医療機関とも連携しながら、アウトリーチによる相談援助体制の充実に努めます。

医療については、身近な地域において適切なサービスを受けられる診療体制が整っていることは、障がい当事者ばかりではなく、全ての住民に共通したニーズであり、町内の医療関係者(医師、歯科医師、薬剤師)を対象に医療機関連絡会議を定期的で開催して、町内における医療、保健、介護に関する情報共有を図り、連携を強化します。

医療的ケア児については、適切な支援につながるよう医療的ケア児等コーディネーターを中心とした支援体制を継続するとともに、定期的に医療的ケア児等支援協議会を開催して、医療的ケア児やその家族を支えるために必要な支援の在り方などについて話し合い、家庭の不安や負担の軽減に努めます。

### 4 教育・療育の充実

三春町では、乳幼児健診において、ことばの遅れや多動・こだわりの強さなどの行動面の特性から医師が受診の必要性があると判断した場合に、精密検査を目的とした受診勧奨をしています。さらに、健診結果に加え、保健師による保健指導を通して保護者が感じる育てにくさなどの観点も含め、保護者が子どもとの関わり方を学ぶ場として「乳幼児育成支援事業」への参加を案内・勧奨しています。また、保育士・教育委員会・公認心理師・子育て支援課が連携し、年中児を対象に「5歳児発達相談事業」を実施しています。保護者と子どもの発達や課題等について共有し、すべての子どもが安心して就学出来るよう支援体制を整えています。

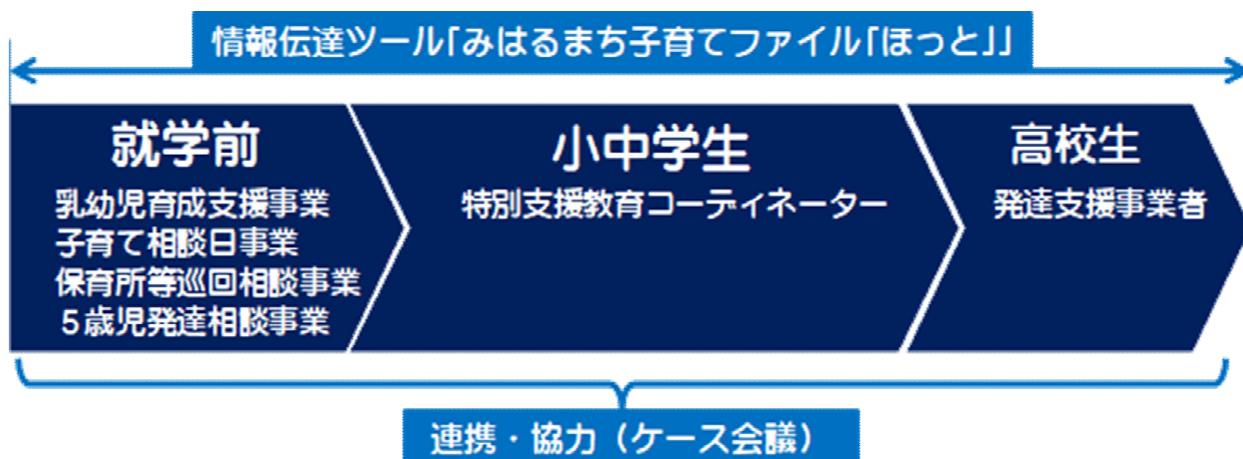
保護者が子どもの発達・受診・育児等について個別に相談できる場として、公認心理師が相談に応じる「子育て相談事業」を実施しています。また、公認心理師が保育所等を巡回し、保護者や保育士に対して子どもが困っている場面での対応方法についてアドバイスを行う「保育所等巡回相談事業」を実施しています。

表 - 2 就学前の療育関係事業

事業名	対 象	事業の概要
乳幼児育成支援事業 「すてっぷくらぶ」	1歳6か月児健康診査の結果、心理・社会発達面において、再度健診受診の必要があると判断された子および保護者を基本とする	公認心理師・保育士・保健師による小集団での活動プログラムを通して、保護者が子どもの特性に応じた関わり方を学ぶ。
子育て相談事業	在園児	保護者の育児や子どもの発達に関する悩みに対し、公認心理師が個別相談に応じる。
保育所等巡回相談事業	在園児	公認心理師が町内の保育施設を巡回し、集団での子どもの様子を観察し、保護者や保育士に対して子どもが困っている場面での対応方法についてアドバイスを行う。
5歳児発達相談事業	5歳児（年中児）	保護者の困り感や保育現場での様子、教育委員会・公認心理師による集団観察や心理相談を通して、子どもの課題を保護者と保育士が共有し、就学に向けて有意義な支援方法を検討・実践する。

学校の教育現場においては、町内全ての小中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、「特別支援教育関係担当者会議」において、支援を必要とする児童生徒への支援の在り方についての情報共有や、ケース検討など児童生徒の療育支援の充実に努めてきました。

今後も、保育施設や教育現場の関係者だけでなく、相談支援事業所とも協働し、三春町地域自立支援協議会を通じて連携を強化します。そして、子どもや保護者に寄り添い、チームとして支援できるサポート体制の充実に努めます。



## ◆基本目標2 自立生活を可能にする生活環境の整備

### 1 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

ユニバーサルデザインとは、障がい者権利条約第2条において「調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計」と定義されています。

つまり、障がい当事者の便利さや使いやすさという視点ではなく、すべての人にとって使いやすいように意図してつくられた製品・情報・環境のデザインを指すことばです。

まちづくりにおいても障がいの有無に関わりなく、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを進めることが必要であり、今後もユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを推進していきます。

### 2 移動しやすい環境の整備

障がい当事者の機能障がいと社会環境の障壁との相互作用によって生み出される生活上の不利益を解消するため、平成18年に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称:バリアフリー法)」に基づき、公共施設を中心としたバリアフリー化に取り組んできました。

今後も公共施設はもちろん、公共交通機関や民間施設も含め、社会全体が計画的にバリアフリー化が図られるよう理解と協力を求めています。

また、三春町地域公共交通計画に基づき、町民の利用しやすい公共交通ネットワークの実現を目指し、令和6年度より、月定額乗り放題乗合いタクシー「こまシェア」の実証運行が行われています。こうした取り組みが、障がい当事者やその家族などの意見を踏まえ、すべての町民の日常の移動を支える利便性の高い公共交通となるよう、交通事業者、公共交通担当と連携して取り組みます。

あわせて、移動系障がい福祉サービスである「同行援護サービス」や「移動支援サービス」の普及と既存事業者の規模拡大や新たな事業者の参入を促進していきます。

#### 同行援護サービスについて

障害者総合支援法の「介護給付」に含まれるサービスで、利用のルールは国が定めています(全国一律)。

- 視覚障害によって移動が困難な人に対して、外出に同行するサービスで、同行援護を行うガイドヘルパーは目的地に向かうために必要な情報を提供したり安全を確保したりして外出に必要な援護を行います。

#### 移動支援サービスについて

障害者総合支援法に基づき、市町村が実施主体となって提供されるサービス(地域生活支援事業)で、利用のルールは市町村が定めます。

- 障害によって移動が困難な人に対して、外出に同行するサービスで、移動支援を行うガイドヘルパーが1対1での個別支援を行います。

## 移動系障害福祉サービスのイメージ

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
肢体不自由者	移動 支援	重度訪問介護					
肢体不自由児							
視覚障がい者		同行援護					
視覚障がい児							

※身体介護を伴う同行援護の場合、障がい支援区分2以上が必要

### 3 情報アクセシビリティの向上

令和4年に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(通称:障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が施行され、情報取得に関する住民間の情報格差(デジタル・ディバイド)の解消が求められています。

必要な情報を必要な時に取得できることは、社会生活の基本であり、障がい当事者はもちろん、誰もがICTによる恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を充実させ情報格差(デジタル・ディバイド)の解消に努めます。

聴覚に障がいがある当事者に対しては、コミュニケーションのためのきめ細かな支援が得られるよう、「三春町手話言語条例」に基づき、手話奉仕員などの人材育成、及び手話奉仕員の派遣体制の充実に努めます。

また、令和2年に成立した「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づく電話リレーサービスの普及啓発に努めます。

生命に関わる救急医療への情報アクセス手段として、既存の「メール119」「FAX119」「Net119」利用の普及を図るとともに、救急搬送時における合理的配慮の徹底とコミュニケーション支援機器の導入促進を働きかけます。

また、防災対策としては「LINE」システムの普及を図るとともに、個別避難計画策定をとおして、住民同士の支え合いによる避難の実施など、福祉コミュニケーションのネットワーク構築に努めます。

視覚に障がいがある当事者の全てが、点字を読めるわけではなく、多くの場合は音声によって情報を得ています。近年は、点字ブロックや音声読み上げ機能の付いた家電機器なども

普及してきていますが、紙媒体による文字情報を取得するためには、多くの場合、補助者(家族やボランティア)による代読に頼らざるを得ないのが実情です。

今後は、文字情報を音声情報に変換する活字文書読上げ装置(音声コードリーダー)の利用普及と行政文書への音声コードの添付を促進するなど、必要な情報を手軽に入手できる環境の整備に努めます。

## ◆基本目標3 権利擁護と社会参加の促進

### 1 差別解消のための啓発活動の推進

この計画の基本理念である「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」を実現するため、町は、「三春町障害を理由とする差別の解消を推進するための条例」に基づき、障がい当事者が受ける生活上の不利益は、医学的な障がいだけでなく、社会的障壁によって生み出されるとの障がいに対する正しい理解の普及に努めます。

特に、将来を担う世代に対しては、障がい者スポーツなどを通して、障がいについての正しい認識と理解が得られるよう、児童生徒の発達段階に応じた、適切な福祉教育を実施していきます。

### 2 権利擁護の推進

平成12年の社会福祉基礎構造改革により、利用者が自らの意思により福祉サービスを選択し利用する「権利としての福祉」の確立がなされました。

しかし、福祉サービスを必要とする人のなかには、認知症や知的、精神的な障がいにより判断能力が十分でない場合もあり、地域において安心して自立した生活を送るために「成年後見制度」の利用が重要となっています。

成年後見制度については、利用者数の増加に伴い、制度を担う専門職後見人(弁護士、司法書士、社会福祉士など)だけではその需要に対応しきれないといった課題も多いため、令和7年度より福島県が主体となって法人後見の育成に取り組むとともに、令和8年度からは市民後見人の育成支援にも着手することとしています。

成年後見制度は、単に財産管理のみではなく、障がい当事者の特性を理解したうえで、本人の自己決定権を尊重し、意志決定支援、身上保護も重視した制度であり、中核機関が中心となって、後見人等の支援を行います。

なお、個人後見と比べ法人後見の場合、長期的な支援が可能であることや複数の職員が連携して支援ができることの利点もありることから、今後は、社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業(通称:あんしんサポート事業)」との連携も視野に、法人による権利擁護体制の構築を推進します。

### 3 社会参加の促進

障がいに関する住民の認識や理解を促進するためには、障がいがあっても地域活動への参加を通して、お互いに理解を深めることが重要です。

そのためには、コミュニケーション手段確保のためのサービスの充実とともに、参加機会に対する不均等の是正に努め、障がい当事者が地域の中で多くの人たちと交流できる環境を推進します。

また、障がいのある子どもを別扱いせず地域の中で共に活動することは、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育成する上で大きな意義があり、社会の多様性と、同じ社会に生きる人間として、共に補い合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会となることから、インクルーシブ教育の一層の推進に取り組みます。

### 4 雇用・就業の促進

自分の能力や意欲に応じて働くことは、住み慣れた地域で自立した社会生活を営むうえでの基盤となるだけでなく、自己実現や社会参加につながる重要な取り組みであり、人としての権利でもあります。

「障害者の雇用の促進等に関する法律(通称:障害者雇用促進法)」の改正により、雇用の分野における障がい当事者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、雇用率制度や障害者職業生活相談員の選任などが義務化され、福祉的就労から一般就労への移行者数は増加傾向にあります。

今後も公共職業安定所(ハローワーク)や県中地域障害者就業・生活支援センター、就労系障がい福祉サービス事業者などの関係機関が、三春町地域自立支援協議会を通して三春町における現状を共有するとともに、個別ケース毎に、自らの個性と能力を発揮して働くことができる多様な就労情報の提供と、当事者自身が自分らしい働き方を選択するための支援に取り組みます。

あわせて、町は「障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、就労支援施設からの物品や役務の調達を積極的に活用して、工賃向上への取り組みを支援します。

## ◆基本目標4 ともに支え合う地域福祉の推進

### 1 災害時における支援体制の整備

災害の発生に備えて、身のまわりの環境を整えることや、持ち出し品を備えておくことなどの「自助」の取り組みも大切ですが、いざ災害が発生した場合、外部からの救援が届くまでの間は、隣近所や自主防災組織といった身近な住民同士の助け合い「共助」が欠かせません。

特に、避難行動に支援が必要な人や、避難するために必要な情報を得ることが困難な人にとって「共助」は不可欠であり、避難行動要支援者に対する個別避難計画づくりをとおして、支援を必要とする人とそれを支援してくれる人々との福祉コミュニケーションのネットワーク構築を推進します。

### 2 障がい福祉にも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムの構築とは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「介護予防」、「生活支援サービス」、「医療」と「介護」、「住まい」を切れ目なく、総合的に提供できるよう、地域社会の在り方を再編していこうとする取り組みです。

こうした取り組みは高齢者に限定されるものではなく、障がい当事者も含め、全ての人にとって住みやすい地域社会の在り方についての提唱であり、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進にほかなりません。

しかし、「介護予防(保健)」、「生活支援サービス(地域の支え合い)」、「医療」、「介護(福祉)」、「住まい」に「社会参加(就労)」を加えた全ての機能を、行政による公的サービスのみで構築していくことは困難です。

障がい福祉にも対応した地域包括ケアシステムを構築するためには、「公助」に加え、「自助」を基本としつつ、地域住民や社会福祉協議会、民間事業者など多様な担い手が協働して地域全体を支え合う「共助」の支援体制づくりが必要です。

「保健」や「福祉」、「医療」といった専門的なサービスに関しては、関係機関による協議を適宜開催するとともに、三春町地域自立支援協議会において、個別事例などから明らかになった地域課題を共有し、障がい当事者が地域生活をおくるうえで必要な支援体制整備につなげていきます。

あわせて、三春町における7つの日常生活圏域(三春、沢石、要田、御木沢、岩江、中妻、中郷)の住民コミュニティー組織を窓口として、地域福祉の実施拠点である社会福祉協議会や生活支援コーディネーターが中心となり、話し合いを通して住民同士で取り組むことができる支え合いの仕組みづくりを推進します。

## 重層的支援体制整備事業による地域づくり（地域包括ケアシステム構築） における生活支援コーディネーターと行政職員の役割

### ●その1「ナチュラルな資源の活用」

住民（まちづくり協会単位）を対象に次の内容について話し合う。

- ①地域をどうしていきたいか。
- ②地域で取り組んでいる支え合い活動は？
- ③地域に必要な支え合い活動とは？
- ④必要な支え合い活動のうち、自分たちでできることは何か？  
できないことは何か？

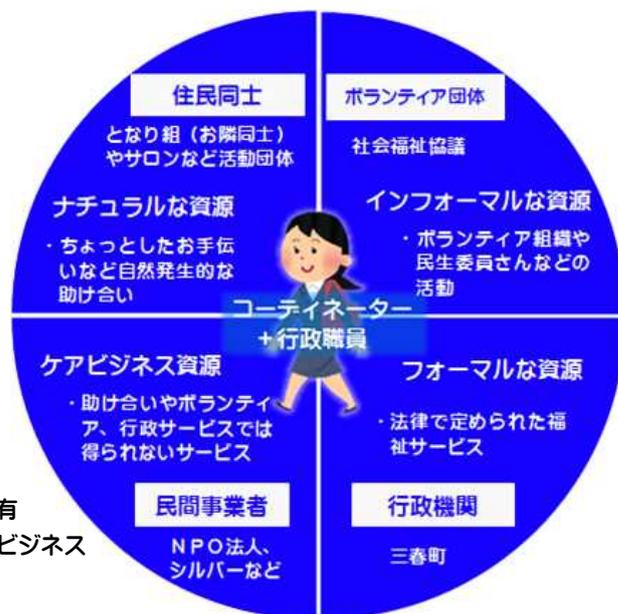
⇒第2層協議体「まちづくり協会 保健福祉部会など」

### ●その2「インフォーマル・フォーマル ・ケアビジネス資源の活用」

社会福祉協議会、民間事業者、行政等を対象に次の内容について協議する。

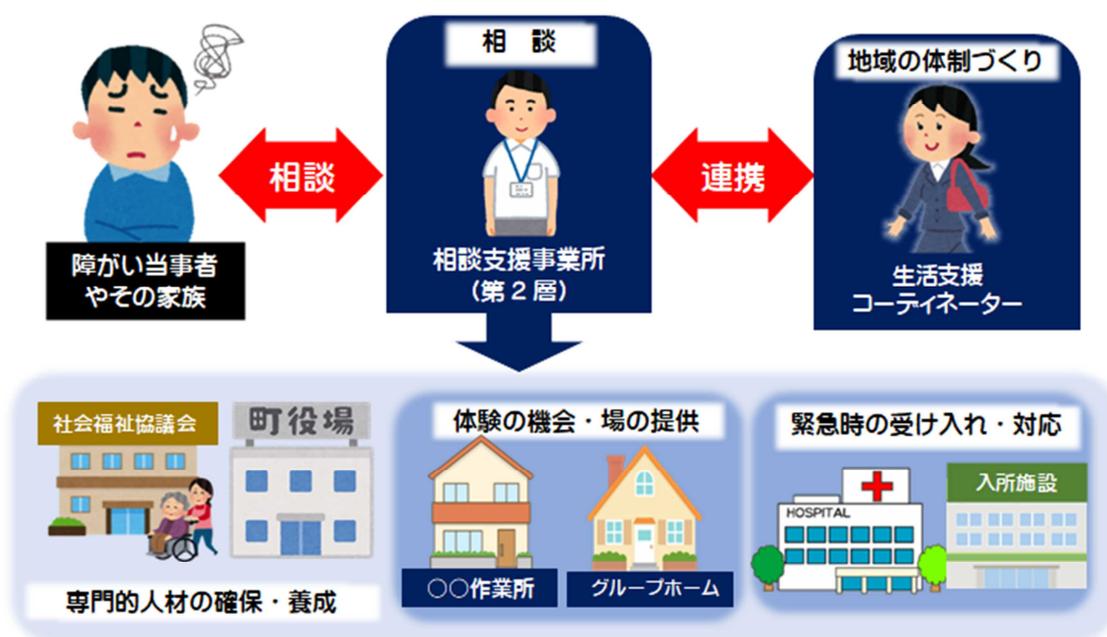
- ①住民との話し合い結果について情報共有
- ②必要な支え合い活動のうち、地域ではできないことの情報共有
- ③地域でできないことと、インフォーマル・フォーマル・ケアビジネス資源とのマッチング
- ④マッチングできるサービスがなければ新たな社会資源の開発

⇒第1層協議体「ちいさなお仕事フォーラム」



### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の拡充

障がい当事者の地域生活を支援する地域生活支援拠点等の5つの機能「相談」「緊急時の受入・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」については、特定の施設に集約するのではなく、障がい福祉サービス事業者をはじめ、基本目標に掲げたあらゆるサービスに関わる関係機関がネットワークを構築し、機能を分担し合う「面的整備」を進めます。



## 第4章 障がい福祉サービス等の成果目標と見込量

### 1 基本指針に基づく成果目標

#### (1) 福祉施設から地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者について、グループホームやひとり暮らしなど、地域生活への移行を推進します。

#### 《第6期の進捗状況》

第6期障がい福祉計画では、令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数(19人)の11%(2人)が地域生活に移行することを目標としました。

#### 入所施設から地域移行

令和5年度末までの目標	令和4年度末までの実績	令和4年度末までの進捗率
2人	0人	0%

地域移行者数については、入所者の重度化・重複化が進んでおり地域移行が難しい層が多いことから目標達成は厳しい見込みです。また、これまで地域生活をしていた障がい者も、本人やご家族の高齢化が進んだことにより、施設入所を希望する方が多くなっています。

#### 《第7期の目標と考え方》

第7期障がい福祉計画では、①令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数(20人)の5%(1人)を地域生活に移行することを目標とします。②令和4年度末時点の施設入所者から削減数については、本町の入所施設の定員が少ないことや施設への入所による支援がふさわしい障がい者も多くいることを鑑み、現状の水準を維持します。

項目	数値	備考
令和4年度末時点の入所者数(A)	20人	
【目標値①】(B) 入所施設からの地域移行	1人	(A)のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する方の目標数
新たな入所施設利用者数(C)	0人	令和8年度までに新たに入所施設利用が必要な方の見込み数
令和8年度末の入所者数(D)	19人	令和5年度末の利用者見込み数(A-B+C)
【目標値②】(E) 施設入所者の削減数	1人	差引削減見込み数(A-D)

### 《目標達成のための方策》

- グループホーム等の受け入れ体制の充実や、短期入所の拡充、ヘルパーの拡充、地域生活支援拠点等の充実に努め、地域生活を支える体制を強化します。
- 地域における生活の場(グループホームなど)と日中活動の場(通所施設など)の整備を進めます。
- 入所者の高齢化や重度・重複障がいの受入に対応できるグループホームの整備の必要性を民間事業者に働きかけ、地域で暮らしていける体制づくりを進めます。

## (2) 障がい福祉にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ◆保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

誰もが安心して自分らしく暮らすことができる体制構築のため、保健や医療、福祉といった専門的なサービスに関しては、関係機関による協議を適宜開催し、精神障がい当事者の地域移行を推進します。

また、三春町地域自立支援協議会において、個別事例などから明らかになった地域課題を共有し、障がい当事者が地域生活をおくるうえで必要な支援体制整備の在り方について協議を進めていきます。

※県中地域で精神科病院に入院している患者のうち、医療の必要性がなく入院している(退院可能な状態である)患者は61名(令和5年10月1日現在)。そのうち田村方部は15名(うち、三春町4名)である。

### 《第6期の進捗状況》

今後の取組の方向性の検討及び関係機関との連携体制を築くことを目的とした県中地区における協議の場(県中障がい保健福祉圏域連絡会精神部会・にも包括推進ワーキンググループ)に出席し、現状や課題、整備の必要性について協議を進めてきました。

### 《第7期の目標と考え方》

重層的支援体制整備事業による地域づくり(障がい福祉にも対応した地域包括ケアシステムの構築)

三春町における7つの日常生活圏域のまちづくり協会を窓口として、生活支援コーディネーターなどが中心となり、住民同士で取り組むことができる支え合いの仕組みづくりを進めるとともに、地域に必要なサービスと既存の社会資源とのマッチングや新たな社会資源の開発に取り組めます。

## 【目標】

項目	令和8年度
協議の場の開催	1回以上
三春町地域自立支援協議会開催	1回以上
第2層協議体における話し合い	2回以上
第1層協議体における話し合い	2回以上
地域移行支援	1人
地域定着支援	1人
共同生活援助	12人
自立生活援助	1人
自立生活訓練(生活訓練)	5人

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい当事者の地域生活を支援する、地域生活支援拠点等の5つの機能「相談」、「緊急時の受入・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」のさらなる充実を図ります。

#### 《第6期の進捗状況》

令和3年4月より、田村地方基幹相談支援センター業務と一体的に、地域生活拠点等整備事業の委託を開始するとともに、田村地方圏域における整備方針(面的整備型)を整理しました。

※面的整備型とは、5つの機能を特定の施設に集約するのではなく、すべての障がい福祉サービス事業所をはじめとする既存のあらゆるサービスをつなぎ、ネットワークを構築しながら、複数の機関で機能を分担する体制のことをいいます。

#### 《第7期の目標と考え方》

現在は、三春町基幹相談支援センターと町内の相談支援事業所(3事業所)の相談支援専門員とが連携協力して、現状や問題を把握し、地域生活支援拠点機能等の調整役を担っています。

今後は、三春町基幹相談支援センターの人員の充実を図りつつ、相談支援事業所においても、地域生活支援拠点等の中核的機能を担う相談支援専門員の育成がなされるよう協議検討します。

## 【目標】

項目	目標
地域生活支援拠点等の中核的機能を担う相談支援員の配置(計画相談に従事しないフリーの相談支援専門員の確保)	いずれかの 相談支援事業所 1 名

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進します。

#### 《第6期の進捗状況》

第6期障がい福祉計画では、令和5年度の年間一般就労者数を2人とし、そのうち1人が就労定着支援事業を利用して一般就労するとし、令和3年度から令和4年度での一般就労者の実績人数は2人で、そのうち就労定着支援を利用した人は1人となり、目標を達成しました。

また、就労定着支援事業所については、町内には無いため達成されませんでした。

	目標値	令和3年度の実績	令和4年度の実績
①令和5年度の年間一般就労者数	2人	1人	1人
②令和5年度末の就労移行支援事業所から一般就労への移行者数	1人	1人	0人
③令和5年度の就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数	1人	0人	1人
④令和5年度の就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数	1人	0人	0人
⑤令和5年度の就労定着支援事業を利用して一般就労する利用者数	1人	1人	0人
⑥令和5年度の一般就労への移行者全体に占める就労定着支援事業を利用して一般就労する利用者数の割合	50%	100%	0%
⑦令和5年度の就労定着支援事業所数	1事業所	0事業所	0事業所
⑧一般就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数	1事業所	0事業所	0事業所

### 《第7期の目標と考え方》

過去の実績及び国の指標を踏まえ、次のとおり目標を設定することとします。

項目	数値
【目標値①】令和8年度の就労移行支援事業所等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)から一般就労への移行者数	3人
【目標値②】①のうち就労移行支援事業所からの移行者数	1人
【目標値③】①のうち就労継続支援A型事業所からの移行者数	1人
【目標値④】①のうち就労継続支援B型事業所からの移行者数	1人
【目標値⑤】令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	1人
【目標値⑥】一般就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数	1事業所

### 《目標達成のための方策》

- 民間企業等における就労体験や職場実習を通じて、就労意欲の喚起や就労に向けた支援を促進します。
- 就労移行支援事業所等の就労支援事業により福祉施設から一般就労への移行を促進します。
- 就労移行支援事業所等と相談支援事業所の連携を支援し、就労支援事業の利用促進に努めていきます。
- 就労定着支援事業所は町内には無く、町外の事業所を利用しています。就労後も就労継続できるように、就労定着支援サービスへつながる支援体制の整備に努めていきます。

### (5) 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談体制の強化に向けた取り組みを進めます。

### 《第6期の進捗状況》

令和4年4月より、指定相談支援事業所が1ヵ所追加となり、町内で相談支援を行う事業所が計3ヵ所となりました。

### 《第7期の目標と考え方》

基幹相談支援センターについては、田村地区3市町共同で社会福祉法人へ業務委託し広域的な取り組みを行ってきました。しかし、地域に密着した相談支援体制が必要であることの反省から、今後は、町が直営で基幹相談支援センターを運営します。また、センターの人

員体制の強化を図りながら、相談支援事業所に対する総合的、専門的な相談支援に取り組み、地域における相談支援体制の充実に努めます。

障がい者相談支援事業については、今後も町内の相談支援事業所に委託し、身近な相談窓口として地域の障がい当事者やその家族からの相談に対応します。また、定期的に町(基幹相談支援センター)との連絡会を開催するとともに、三春町地域自立支援協議会の事務局機能を担うことで、地域における相談支援体制の更なる連携と充実に努めます。

項目	目標
三春町期間相談支援センターへの人員(社会福祉士)配置人数	2名
相談支援事業所連絡会の開催	1回以上/年

### (6) 障がい児支援の提供体制の充実・強化等

三春町では、保護者が子どもの発達・受診・育児等について個別に相談できる場として、公認心理師が相談に応じる「子育て相談事業」を実施しています。また、公認心理師が保育所等を巡回し、保護者や保育士に対して子どもが困っている場面での対応方法についてアドバイスを行う「保育所等巡回相談事業」を実施しています。

学校の教育現場においては、町内全ての小中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、「特別支援教育関係担当者会議」において、支援を必要とする児童生徒への支援の在り方についての情報共有や、ケース検討など児童生徒の療育支援の充実に努めています。

#### 《第2期の進捗状況》

令和5年7月より、新たに児童発達支援センター機能強化事業について、社会福祉法人福島県福祉事業協会へ委託しました。(センター名称:たむら地方児童発達支援センター)

#### 《第3期の目標と考え方》

今後は、保育・教育・福祉関係者が顔の見える関係を通して連携を強化し、チームとして支援できるサポート体制の充実に努めます。

項目	目標
相談支援事業所の相談支援専門員等による学校等訪問	1回以上

## (7) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の構築

### (重症心身障がい児、医療的ケア児)

重症心身障がい児を含む医療的ケア児が適切な支援を受け、また家族の負担が軽減ができるよう、医療的ケア児等コーディネーターを中心とした支援体制の構築を進めていきます。

※重症心身障がい児とは、重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した児童をいいます。

※医療的ケア児とは、病院以外の場所でたん吸引や、経管栄養、人工呼吸器等の医療機器を使用し、生きていく上で医療的援助が必要な児童をいいます。

#### 《第2期の進捗状況》

医療的ケア児等支援のための協議の場として、令和5年度に医療的ケア児等支援協議会を設置し、令和6年度より医療的ケア児等コーディネーターを配置することを決定しました。

#### 《第3期の目標と考え方》

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備に向け、まず重症心身障がい児の実情やニーズ、課題等について把握するとともに、支援可能な事業所の情報収集に努めます。

また、令和6年度より医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児の実態把握を行うとともに、医療的ケア児及び家族の支援体制を強化します。また、令和7年度より医療的ケア児の家族の負担軽減を図ることを目的に、医療的ケア児在宅レスパイト事業を創設し、家族の休息時間の確保や介護の軽減を図ります。また、医療的ケア児等支援協議会の中で、関係機関と地域の支援体制に関する課題や情報交換・協議を行い、医療的ケア児及び家族が安心して生活できる体制整備に取り組みます。

項目	数値	備考
【目標値①】 重症心身障がい児を含む医療的ケア児の実情やニーズ把握	1回以上/年	国が示す重症心身障がい児を支援する事業所の整備は令和8年度末まで。そのための実情等を把握に務める。
【目標値②】 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	1人以上	令和6年度より町内1事業所への委託により配置予定
【目標値③】 医療的ケア児等支援協議会の開催	1回以上/年	令和6年度より開催予定

## 2 障がい福祉サービスの見込みと確保策

### (1) 訪問系サービス

#### 《サービスの概要》

サービス名称	内 容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	移動時、それに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄、食事等の介護その他外出する際に、必要となる援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために、必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

#### 《第6期の進捗状況》

サービス名称	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居宅介護	人/月	24.0	20.7	25.0	17.2	26.0	31.0
	時間/月	212.0	171.4	216.0	138.7	220.0	272.0
重度訪問介護	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
	時間/月	15.0	0.0	15.0	0.0	15.0	0.0
同行援護	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
	時間/月	15.0	0.0	15.0	0.0	15.0	0.0
行動援護	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
重度障がい者等 包括支援	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

○居宅介護については概ね目標どおりとなっていますが、その他は見込量を下回っています。

### 《第7期の見込量と考え方》

サービス名称	単位	令和6年度見込量	令和7年度見込量	令和8年度見込量
居宅介護	人/月	25	26	27
	時間/月	200	208	212
重度訪問介護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
同行援護	人/月	1	1	1
	時間/月	15	15	15
行動援護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
重度障がい者等 包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

※第6期実績の伸び率等を踏まえて第7期見込量を算定しました。

### 《見込量を確保するための方策》

- 利用者のニーズを的確に把握し、計画相談支援事業所と連携を図りながら、サービスの内容や利用方法の情報提供を行い、適切な利用を促進します。
- 町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、サービス見込量を提供できる体制を確保します。

## (2) 日中活動系サービス

### 《サービスの概要》

サービス名		内 容
介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに創作的活動、生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	短期入所【福祉型】	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、障がい者支援施設等で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	短期入所【医療型】	医学的処置を必要とする人を対象に、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、病院や診療所等で日常生活の介護や機能訓練を行います。
訓練等給付	自立訓練【機能訓練】	身体に障がいのある方が、自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練【生活訓練】	精神に障がいのある方が、自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	日中、一般就労や外部や内部の日中活動サービスを利用している人に、一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を実施します。
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などを対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談援助等を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援A型	①事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 ※労働基準法等、関係法規を遵守する必要があります。
	就労継続支援B型	①就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は締結しない) ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就業に伴う生活面の課題を解決できるよう、障がい者との相談を通じて、事業所、家族、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。
	就労選択支援	自分に合った就労先や働き方を選択できるよう、就労アセスメントを通じて、本人の希望や、就労能力や適正等に合った選択を支援します。

《第6期の進捗状況》

サービス名称	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
短期入所【福祉型】	人/月	9.0	5.3	10.0	7.3	11.0	8.2
短期入所【医療型】	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
療養介護	人/月	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
生活介護	人	63.0	48.8	66.0	49.3	69.0	51.0
自立訓練【機能訓練】	人/月	5.0	0.0	5.0	0.0	5.0	0.0
	人日/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
自立訓練【生活訓練】	人/月	5.0	2.0	5.0	5.1	5.0	7.2
	人日/月	70.0	37.0	70.0	79.2	70.0	128.0
宿泊型自立訓練	人/月	2.0	1.5	2.0	2.7	2.0	3.0
	人日/月	60.0	44.5	60.0	80.9	60.0	90.3
自立生活援助	人/月	3.0	0.0	3.0	0.0	3.0	0.0
	人日/月	30.0	0.0	30.0	0.0	30.0	0.0
就労移行支援	人/月	2.0	2.5	2.0	5.5	2.0	7.2
	人日/月	40.0	49.8	40.0	86.6	40.0	122.9
就労継続支援A型	人/月	4.0	3.0	4.0	3.9	4.0	2.0
	人日/月	80.0	62.3	80.0	71.8	80.0	41.0
就労継続支援B型	人/月	70.0	74.3	73.0	76.3	76.0	80.9
	人日/月	1320.0	1302.9	1350.0	1362.3	1380.0	1465.1
就労定着支援	人/月	1.0	0.2	1.0	0.9	1.0	1.0

- 療養介護は概ね目標どおりとなっています。生活介護は目標まではいかないものの若干の増加傾向にあります。
- 自立訓練【機能訓練】は町内に事業所がないことから実績が上がらない状況です。
- 自立訓練【生活訓練】、宿泊型自立訓練は概ね目標どおりであり、増加傾向にあります。
- 就労系は一定のニーズがあり、就労継続支援B型の利用者数は見込量を上回っています。

《第7期の見込量と考え方》

サービス名称		単位	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
短期入所【福祉型】		人/月	10	12	14
が い 者 うち 重 度 障	強度行動障がい	人/月	0	0	0
	高次脳機能障がい	人/月	0	0	0
	医療的ケア必要	人/月	1	2	3
短期入所【医療型】		人/月	0	0	0
が い 者 うち 重 度 障	強度行動障がい	人/月	0	0	0
	高次脳機能障がい	人/月	0	0	0
	医療的ケア必要	人/月	0	0	0
療養介護		人/月	4	4	4
生活介護		人/月	50	53	55
が い 者 うち 重 度 障	強度行動障がい	人/月	0	0	0
	高次脳機能障がい	人/月	0	0	0
	医療的ケア必要	人/月	1	2	3
自立訓練【機能訓練】		人/月	1	1	1
		人日/月	5	5	5
自立訓練【生活訓練】		人/月	7	8	9
		人日/月	130	150	170
宿泊型自立訓練		人/月	3	3	3
		人日/月	90	90	90
自立生活援助		人/月	3	3	3
		人日/月	30	30	30
就労移行支援		人/月	7	8	9
		人日/月	120	135	150
就労継続支援A型		人/月	4	4	4
		人日/月	70	70	70
就労継続支援B型		人/月	80	85	90
		人日/月	1470	1570	1670
就労定着支援		人/月	1	1	1

※第6期実績の伸び率等を踏まえて第7期見込量を算定しました。

### 《見込量を確保するための方策》

- 短期入所事業所は町内にはありませんが、近隣市町村と広域的に連携し、利用できる体制を構築します。
  - 地域移行への推進や障がい児サービスからの移行に伴う利用者のニーズに対応できるよう、サービス提供の確保に努めます。
  - 一人ひとりの障がい特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
  - 介護者の高齢化、病気などによる緊急時の対応やレスパイトケアを含めて十分な受け入れ枠が確保されるよう、民間事業者への働きかけを行っていきます。
  - 一般就労に移行した障がい者が安定した就労を継続できるよう、定着に向けた支援を充実します。
- ※ レスパイトケアとは、在宅で乳幼児や障がい者(児)、高齢者などを介護や育児をしている家族に、支援者が介護や育児を一時的に代替しリフレッシュしてもらうこと。

### (3) 居住系サービス

#### 《サービスの概要》

施設入所支援	施設に入所している人に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

#### 《第6期の進捗状況》

サービス名称	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
施設入所支援	人/月	17.0	16.3	16.0	21.3	16.0	22.2
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	23.0	18.6	24.0	19.4	25.0	19.2

- グループホームは、見込量は上回っていないものの、介護者の高齢化もあって年々需要が高まっており、一定の利用が見られます。

## 《第7期の見込量と考え方》

サービス名称	単位	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
施設入所支援	人/月	21	20	19
共同生活援助(グループホーム)	人/月	23	24	25
障 が い 者 の 重 度	強度行動障がい	人/月	0	0
	高次脳機能障がい	人/月	0	0
	医療的ケア必要	人/月	1	2

※第6期実績の伸び率等を踏まえて第7期見込量を算定しました。

### 《見込量を確保するための方策》

- 地域での自立した生活ができるよう施設入所からグループホーム等への移行を進めつつ、地域移行が困難な障がい者の状況を把握し、適切なサービスが受けられるよう支援を行います。
- グループホームは障がい者が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であるため、民間事業所と協力して新規設置を推進します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

## (4) 相談支援

### 《サービス概要》

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、その後の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

### 《第6期の進捗状況》

サービス名称	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
計画相談支援	人/月	15.0	17.7	15.0	16.6	16.0	42.9
地域移行支援	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
地域定着支援	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0

- 計画相談支援は、町内の相談支援事業所が1カ所追加され、3カ所になったことで、実績値が大きく増加しました。
- 地域移行支援、地域定着支援は事業所はあるものの、第6期では利用実績がありませんでした。

### 《第7期の見込量と考え方》

サービス名称	単位	令和6年度見込量	令和7年度見込量	令和8年度見込量
計画相談支援	人/月	21	21	21
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

※第6期実績の伸び率等を踏まえて第7期見込量を算定しました。

### 《見込量を確保するための方策》

- 基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、障がい者の相談支援体制の充実を図ります。
- 対応困難な事例にも対応できるよう、関係機関との定期的な情報交換や相談助言により専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 一人当たりの相談件数増加に伴い相談支援専門員の負担が増加しないよう、相談支援専門員養成の支援を行います。

## (5) 地域生活支援事業（市町村必須事業）

障がい者及び障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するサービスです。地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することが求められています。

### 《サービスの概要》

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業 （障がい者相談支援事業）	障がい者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
相談支援事業 （基幹相談支援センター等機能強化事業）	基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置や、基幹相談支援センター等が地域における相談支援業者に対する専門的な指導・助言、人材の育成の支援など、相談支援体制の強化の取組を行います。
相談支援事業 （住宅入居等支援事業）	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。
成年後見制度 利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である場合、必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行うことで安心して制度が利用できるよう支援します。
成年後見制度 法人後見支援事業	県や近隣市町村と連携しながら、社会福祉協議会等との具体的協議を進めていきます。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成 研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出する際にヘルパーによる支援を行います。
地域活動支援センター	障がい者等に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

《第6期の進捗状況》

		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
理解促進研修・啓発事業		回/年	1	1	1	3	1	2
自発的活動支援事業		回/年	1	1	1	0	1	0
相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	3	2	3	3	3	3
	基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	住宅入居等支援事業	箇所	1	2	1	3	1	3
成年後見制度利用支援事業		人/年	1	0	1	0	1	0
成年後見制度法人後見支援事業		箇所	1	0	1	0	1	0
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	100	115	110	136	120	116
	手話通訳者設置事業	人/年	—	—	—	—	—	—
日常生活用具給付事業	一般用具	件/年	25	10	26	12	27	4
	排泄用具	件/年	670	693	675	663	680	662
手話奉仕員養成研修事業		人	12	10	12	17	12	9
移動支援事業		人/年	4	1	4	0	4	1.0
		時間	45	7	45	0	45	8.0
地域活動支援センター機能強化事業		箇所	1	—	1	—	1	—

《第7期の見込量と考え方》

		単位	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
理解促進研修・啓発事業		回/年	1	1	1
自発的活動支援事業		回/年	1	1	1
相談 支援 事業	障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3
	基幹相談支援センター等 機能強化事業	箇所	1	1	1
	住宅入居等支援事業	箇所	3	3	3
成年後見制度利用支援事業		人/年	1	2	3
成年後見制度法人後見支援事業		箇所	0	0	1
支 援 事 業	意思疎通 手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件/年	125	135	145
	手話通訳者設置事業	人/年	—	—	—
事 用 日 常 給 生 業 付 活	一般用具	件/年	10	10	10
	排泄用具	件/年	665	665	665
手話奉仕員養成研修事業		人	10	10	10
移動支援事業		人/年	1	1	1
		時間	7	7	7
地域活動支援センター機能強化事業		箇所	1	1	1

※第6期実績の伸び率等を踏まえて第7期見込量を算定しました。

## 《見込量を確保するための方策》

### ① 理解促進研修・啓発事業

三春秋祭りにおいて障がい福祉事業と協力し「障がい者差別解消法」理解促進のためのパネル展示、町内事業所の案内や障がい者に関する無料相談コーナーを設置し、啓発活動を行います。今後も引き続き、研修会の開催や障がい者基本法に基づく「障がい者週間」をPRし、広く住民の方へ障がい者の福祉について関心と理解を深めていきます。

※ 「障がい者週間」とは、毎年12月3日～12月9日までの一週間であり、この期間を中心に国や地方公共団体、関係団体等において、様々な意識啓発に係る取組を展開します。

### ② 自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民などが地域において自発的に活動を行うための支援として、当該事業の周知を図っていきます。

### ③ 相談支援事業

障がいのある方が、主体的に福祉サービスを選ぶことにより、自立した地域生活を継続していくことができるよう、町内の事業所と提携して相談支援体制を確保し、専門的な相談対応と、地域の実情に根ざした情報提供に取り組みます。

### ④ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく、第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域共生社会を実現に向けて本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方として権利擁護支援が位置づけられました。権利擁護支援の具体的手段として、成年後見制度の利用促進が求められています。

今後、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化及び増大する見込みであり、必要な人が適切なタイミングで制度を利用できるよう広報啓発や利用促進等に努めます。

※成年後見制度は、認知症高齢者、知的障がいなどで判断能力が不十分な人の財産管理や身上保護(福祉サービスの契約や施設の入退所の手続き等)を、代理権や同意権が付与された成年後見人等が行い、ご本人の権利を保護する制度であり、権利擁護支援の具体的手段として活用されるもの。

#### (1) 広報啓発の充実と相談体制の整備

本人や家族、地域住民や地域の医療・福祉関係者に対し制度内容の理解促進、相

談窓口周知のための研修会や講演会等を開催するとともに、相談窓口を明確化することで、相談しやすい環境を整備します。

## (2) 成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークの強化

中核機関を中心として、福祉・行政・法律専門職の連携による支援(地域連携ネットワーク)をさらに強化し、権利擁護支援を行う3つの機能が適切に実施されるための体制づくりに取り組みます。

※権利擁護支援を行うための3つの機能…①権利擁護の相談支援、②権利擁護支援チームの形成支援、③権利擁護支援チームの自立支援

## (3) 担い手の確保・育成等

今後制度利用ニーズの増加に対応するため、後見人等の担い手の確保・育成等が重要であり、ニーズに合わせて多様な担い手の確保が必要となります。

そのため、市民後見人・法人後見実施団体の育成について、県や近隣市町村と連携しながら、社会福祉協議会等との具体的協議を進めていきます。

## ⑤ 意思疎通支援事業

手話通訳を必要とする聴覚障がい者の方々への通訳者の派遣は、増加傾向にあり今後も微増で推移すると見込まれることから派遣機関との連携を密にします。

また、手話通訳者設置事業についても、当面、町が行う手話奉仕員養成講座を通して、手話の普及に努め、手話通訳者の育成のための環境づくりを推進していきます。

## ⑥ 日常生活用具給付事業

対象者が給付事業により遅滞なく日常生活用具を受給できるよう、制度の周知を図るとともに適正な給付ができるよう制度の熟知に努めます。

## ⑦ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成講座は、平成26年度より開講され、入門課程と基礎課程に分けて2か年で実施しています。令和5年度までに、第5期養成講座を開講し、手話奉仕員養成に努めました。また、手話奉仕員登録試験を合格し、手話奉仕員として登録した方に対し、フォローアップ研修を実施し、手話通訳者の育成のための環境づくりを推進していきます。

## ⑧ 移動支援事業

事業所との連携とニーズの把握に努め、適正な利用ができるよう支援していきます。

### ⑨ 地域活動支援センター

町内に施設は無く、障がい者の日中活動の場として施設整備に向けて、社会福祉協議会、NPO 法人などの関係機関と協議しながら地域活動支援センター機能強化事業の展開を検討し、機能の拡充に努めます。

## (6) 地域生活支援事業（任意事業）

### 《サービスの概要》

その他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス、生活訓練、日中一時支援事業等を実施しています。

サービス名	内 容
日中一時支援事業	障がい者等に対し、特別支援学校等の下校後や日中における活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するための事業です。
訪問入浴サービス事業	重度身体障がい者を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
通所入浴サービス事業	重度身体障がい者を対象に、施設での入浴サービスを行う事業です。
自動車運転免許取得費助成事業	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、普通自動車免許を取得するのに要する経費について、当該障がい者に対し、自動車運転免許取得費を助成する事業です。
自動車改造費助成事業	上肢・下肢又は体幹機能の障がい者が所有し、運転しようとする自動車を当該障がい者の運転しやすいように手動装置等を改造する場合、改造に要する費用に対して補助金を交付します。

### 《第6期の進捗状況》

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
日中一時支援事業	人/年	6	12	6	15	6	8
訪問入浴サービス事業	回/年	120	93	120	89	120	108
通所入浴サービス事業	回/年	575	229	860	161	860	158
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	1	1	1	0	1	0
自動車改造費助成事業	件/年	1	0	1	1	1	1

- 日中一時支援事業  
土日の一時預かりや日中サービスの時間延長として利用する状況が多く、利用者数は見込量どおりです。
- 訪問入浴サービス事業  
家族、支援者の高齢化によりサービスの利用回数が増加しています。
- 通所入浴サービス事業  
訪問入浴同様に家族、支援者の高齢化に伴い今後も増加が見込まれます。

#### 《第7期の見込量と考え方》

	単位	令和6年度 見込量	令和7年度 見込量	令和8年度 見込量
日中一時支援事業	人/年	25	30	35
訪問入浴サービス事業	回/年	100	110	120
通所入浴サービス事業	回/年	160	160	160
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	1	1	1
自動車改造費助成事業	件/年	1	1	1

※第6期実績の伸び率等を踏まえて第7期見込量を算定しました。

#### 《見込量を確保するための方策》

- 日中一時支援事業  
支援を必要とする障がい者やその家族等に事業内容について広く周知するなど利用促進の向上に努めていきます。
- 通所入浴サービス事業  
介護者、障がい者の高齢化により利用者のニーズが高くなり、利用回数の増加が見込まれることから、希望に沿うような支援ができるよう努めます。
- 自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業  
適正な利用ができるよう制度の周知に努めます。

### 3 障がい児通所支援等の見込みと確保策

#### (1) 障がい児支援（児童福祉法に基づく）

##### 《サービスの概要》

サービス名	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等 デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための適応するための専門的な支援を行います。
医療型 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援ができるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングの支援を行います。

##### 《第2期障がい児福祉計画の進捗状況》

サービス名称	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
児童発達支援	人/月	36.0	35.1	40.0	40.8	44.0	36.1
	人日/月	220.0	185.0	250.0	185.1	280.0	175.2
放課後等 デイサービス	人/日	70.0	76.9	72.0	89.5	74.0	88.2
	人日/月	310.0	351.3	330.0	413.6	350.0	406.8
保育所等訪問支援	人/月	2.0	0.3	3.0	0.2	3.0	0.0
	人日/月	8.0	0.3	12.0	0.2	12.0	0.0
医療型 児童発達支援	人/月	2.0	1.0	2.0	0.0	2.0	0.0
	人日/月	30.0	1.8	30.0	0.0	30.0	0.0
障がい児相談支援	人	10.0	10.1	11.0	10.1	11.0	22.0

- 児童発達支援は見込量を下回っていました。
- 放課後等デイサービスはニーズが高く、見込量を上回っています。
- 保育所等訪問支援は町内に事業所数がなくニーズも低いため見込量を下回っています。
- 障がい児相談支援は概ね見込量どおりになっており、町内相談支援事業所が1カ所加わり、3カ所になったことで増加しています。

### 《第3期障がい児福祉計画の見込量と考え方》

サービス名称	単位	令和6年度見込量	令和7年度見込量	令和8年度見込量
児童発達支援	人/月	40	40	40
	人日/月	200	200	200
放課後等デイサービス	人/月	86	90	95
	人日/月	370	390	410
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1
	人日/月	15	15	15
医療型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	15	15	15
障がい児相談支援	人	20	20	20

※第2期実績の伸び率等を踏まえて第3期見込量を算定しました。

### 《見込量を確保するための方策》

- 保育所等訪問支援、医療型児童発達支援は対応できる町内事業所がないためサービス提供体制の確保に努めます。
- 18歳到達後に円滑に障がい福祉サービスに移行できるよう、関係機関と連携を密にして対応します。
- サービスを必要としている障がい児が適切な支援を受けられるように、町内の福祉サービス事業所間の移動支援を検討します。

## 4 計画の推進体制

### 1 計画目標の達成に向けた推進体制

#### (1) 地域自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3の規定により、地方公共団体は、関係機関等により構成される協議会を置くように努めなければならないとされています。

この協議会は、関係機関などが連携して、地域における障がいのある方への支援体制の課題などの情報を共有し、地域の実情に応じた体制整備を推進するための中核となるものです。

少子高齢化、核家族化、8050問題などの進展により、障がい当事者及び家族に係るニーズや支援内容が複雑化・多様化する中、個別相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を踏まえた地域サービス基盤の整備を進めて参ります。

#### (2) 福島県、近隣自治体との連携

三春町単独での対応が困難な課題については、県中地域3市6町3村(郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町)で構成する「福島県県中障がい福祉圏域連絡会」において、圏域内の支援体制整備に関する現状や課題の整理を行うとともに、より必要な体制については県に対して要望してまいります。

## 2 計画の進行管理

障がい福祉サービス等が、障がい者のニーズに応じて的確に提供されているか、また、目標として掲げた地域生活への移行や一般就労への移行が進んでいるかなど、進行管理を行う三春町地域自立支援協議会において達成状況を点検、評価し、次年度以降の施策や事業の実施に反映してまいります。

## 第7期三春町障がい福祉プランにおけるPDCAサイクル

